

れてゐる。江戸須原屋茂兵衛等・京都出雲寺文治郎等板。又別に浪華河内屋利助板のものもある。

バイシツツケアヒシユウ 梅室附合集 二册。文政十一年伊勢の菊所編。乾の巻は脇、第三・第四・第五・月花等に分ちて、俳諧の附合の體を示し、坤の巻は混雜の部である。

バイシツツホツクシユウ 梅室發句集 二册。増補掌中と角書があり、方圓俳諧集を増補したものの。嘉永成のとし秋八月藤生樓主人釣玄の序と柳菫の跋とを添へ、金澤集雅堂の板である。又別に柳菫の編した増補改正梅室發句集二册があつて、敦賀屋九兵衛等の安政四年板行する所に係る。

バイシツリヨウギンシユウ 梅室兩吟集 二册。梅室が門人大常・素寥等と試みた兩吟の俳諧附合のみを輯録したものである。序に天保九年暮年風とあるけれども、梅室の跋に『不佞古園に杖を停めてより、としの矢のいちはやく、六たびの春秋を重ねぬ。』とあるから、天保五年乃至十年在加賀中の作である。金澤松浦善助・同八兵衛板。この書はまた嘉永二年五月に浪華河内屋喜兵衛等から再刊されてゐる。

バイジヨ 賣女 元和六年金澤を貫通する淺野川の下流を掘鑿して、石川郡宮腰・大野・粟ヶ崎等から物貨を城下に運漕し得べからしめ、因つて之を堀川といひ、その終點を揚場と稱したが、附近忽ち殷盛を加へ妓樓軒を列ねた。次いで寛永中城下所々に遊女があり、爲に多く無頼の徒を生じたから、藩は町奉行に命じて禁止せしめた。次いで犀川の惣構に風呂屋を営み、湯女を抱へて淫を黷がせるも

のがあつたので、藩は泉野に於いてその者を磔刑に處したことがある。當時寛永五年八月廿三日附の金澤町中定書に『一、於町中傾城並出合屋堅く御停止之事。一、當町風呂屋遣女之事、妄之作法有之に就いては、宿主可爲曲言事。』と載せ、十四年三月廿五日附の定書にも亦之を繰返して嚴に取締つたから、その弊暫く著しからざるに至つた。この後といへども隱賣女の類がないことはなかつたが、元祿三年十月寶圓寺に於いて前田利常の三十三回忌法會を營んだ後、先に禁牢に處せられてゐた遊女十九人を能登與郡に流したことがあるに見るも、藩の彼等に對する態度が知られる。かくて賣女に關する禁制は、寛保三年・明和三年・天明五年等に類々として令を新たにせられたに拘らず、世の下るに従ひ、淺野川觀音坂・四軒町・寶圓寺裏門坂・犀川馬場・笹町等の所々に賣女の巢窟があつた外、婦女を連行宿泊せしめる出合屋も亦益盛になつた。卯辰茶屋町の如きも、後世遊廓の起る前既にこの地名があつたので、亦その根據地であつたことを思ふべく、淺野川母衣町も堀麥水の著越酒白波に、『其ほとりは風景の青樓多く、城下の目さへ忍ぶの里もの多くかくし、表に蕩子の魂をうごかし、晝夜入ひたる人多し。』と記されて居る。かくの如く賣女は公然の秘密として行はれてゐたので、遂に文政三年に至つて金澤に遊廓の設置を見るに至つたのである。この外に加賀・能登二國中、早く遊女の公許せられてゐたものに、大聖寺藩領の能美郡串と土方氏領の羽咋郡四町とがあつた。↓ユウカク 遊廓。

バイジヨウロク 梅城録 一册。相國寺泉庵著。泉庵はもと江沼郡檜屋天神に奉仕して居たから、菅公の神徳を讀する爲七言絶句二十五章を載せ、その注に毎句の意を解し、傍ら菅公の傳を述べたものである。泉庵は天授五年に生まれた人。

バイセツアン 梅雪庵 金澤の蕉風俳人の庵號。淺野屋北州初めて之を稱へ、薄井梅下その二代を稱した。

ハイゼンヤク 配膳役 藩侯の膳部給仕の任に當るもので、表小將の中から任命し、藩末には員數八人あつた。しかし古く前田綱紀の時代には奥小將の勤務であつた。

バイソウイン 梅窓院 加賀藩主第五代前田綱紀の女で前田孝資夫人になつた豊姫の法號。詳しくは梅窓院月寒綻香大姊。

バイドウ 梅堂 ↓ウスキバイドウ 碓井梅堂。

バイトンシユウ 梅墩集 前田綱紀自撰の漢文の書後題跋三百八十六編を集めたものであるが、儒臣の代作もある。梅墩といふのは綱紀の號である。

ハイハンチケン 廢藩置縣 明治四年四月金澤藩知事前田慶寧東上し、七月三日歸任の途に上つたが、十四日詔を下し、藩を廢して縣を置き、藩知事を罷め、縣治一定の規則成るに至るまで大參事以下暫く舊に依つて庶務を執り、特に重大の事件は朝裁を待つべく、租税も亦一時に改むるの不可なるを以て、本年は尙舊慣に従ふべきを告げ給うた。慶寧乃ち十七日金澤に着し、之を管内に布告し、是より金澤藩は金澤縣となつた。大聖寺藩も亦十四日の詔と共に廢せられて、大聖寺縣になつたわけである。

バイフ 梅夫 ↓ウスキバイフ 碓井梅夫。
バイホウイン 梅芳院 大聖寺藩主第七代前田利物の側室前田氏の法號。詳しくは梅芳院清實榮林大禪定尼。

バイホンイン 梅本院 金澤小立野波着寺の塔中であつたが、慶安二年六月十七日借銀のことによつて、寺社奉行から立返を命ぜられた。

ハイリヨウチ 拜領地 金澤の城下では、藩士又は由緒のある寺社又は町人の邸地を藩侯から興へられてゐたものがある。之を拜領地というて、租税を負担しなかつた。諸郡にある給人・寺社・町人にも拜領地を受けるものがあり、その拜領地は引高にせられた。

バイリンイン 梅林院 能美郡小松梯天満宮の別當所を稱する。明曆四年北野から徴された松雲庵能順に初り、子孫世襲して天台宗に屬した。その能順は寶永三年十一月廿八日歿し、二代聲蓮社尋瑞順大徳は元文四年五月七日歿し、三代光蓮社照譽能俊大徳(能俊はまた能順の父と同じく能舜とも書いた)は安永二年四月十五日歿し、四代豐蓮社藤譽由順大徳は天明六年正月廿七日歿し、五代金蓮社乘譽能慮大徳は文政四年九月十四日歿した。後能正・順承相繼ぎ、能智の明治廿一年歿するに至る。

バイリンチャヤダン 梅林茶談 一册。天保十二年京橋屋治兵衛板。大坂の俳人反古庵天來は貞徳の流を汲むの徒で、梅室の俳風を攻撃する爲、前年俳諧七草を刊行した。因つて梅室は之に答へてこの書を出したものである。洛東九起跋。

バイリンユウジャク 貝林俳籍 曹洞宗の